

「文献史料」目 次

古墳時代

- 一 正始八年（二四七） 倭の女王卑弥呼と狗奴国男王卑弥呼との交戦。（魏志倭人伝）……
二 正始八年（二四七） 卑弥呼死に径百余歩の大塚を作る。（魏志倭人伝）……
三 神代 天津日子根命は道尻岐閈国造らの祖。（古事記）……
四 神武天皇朝 神八井命は石城国造らの祖。（古事記）……
五 崇神天皇十年九月九日 四道將軍派遣。（日本書紀）……
六 崇神天皇朝 大毘古命父子が相津で会う。（古事記）……
七 景行天皇二十七年二月 東夷の中の日高見国。（日本書紀）……
八 景行天皇四十年七月 天皇蝦夷の性質を訓示。（日本書紀）……
九 景行天皇四十年 日本武尊竹水門で征夷。（日本書紀）……
一〇 景行天皇五十一年八月二十四日 蝶夷を畿外五か国へ移す。（日本書紀）……
一一 景行天皇五十五年二月五日 彦狭嶋王を東山道一五国都督に任ず。（日本書紀）……
一二 景行天皇五十六年八月 御諸別王降る蝦夷は許し他は誅伐。（日本書紀）……
一三 昇明二年（四七八） 倭王武の上表文。（宋書倭國伝）……
一四 仁德天皇五十五年 上毛野君田道伊峙水門で敗死。（日本書紀）……
一五 北限の一一人の国造。（国造本紀）……
一六 敏達天皇十年（五八一） 閏二月 綾糟ら三輪山に清明心を誓う。（日本書紀）……
一七 舒明天皇九年（六三七） 上毛野君形名の妻蝦夷を破る。（日本書紀）……

19 18 17 17 16 16 15 15 14 13 13 12 12 11 11 10 10

奈良時代

一八	大化元年（六四五）八月五日	東国国司国造の武器収公。（日本書紀）	19
一九	大化二年（六四六）三月十九日	紀臣の違反行為を責める。（日本書紀）	
二〇	齐明天皇五年（六五九）三月	道奥・越の国司郡領らに叙位。（日本書紀）	
二一	齐明天皇五年（六五九）七月三日	唐の天子道奥蝦夷を接見。（日本書紀）	
二二	天武天皇五年（六七七）正月二十五日	畿内・陸奥・長門の国司は大山位。（日本書紀）	
二三	持統天皇三年（六八九）正月三日	城養の蝦夷に出家を許す。（日本書紀）	
二四	慶雲元年（七〇四）六月三日	軍団兵士は一〇番に分けて教習。（続日本紀）	22
二五	慶雲四年（七〇七）五月二十六日	信田郡の生王五百足唐より帰国。（続日本紀）	
二六	和銅元年（七〇八）	陸奥国戸口損益帳。（正倉院文書）	
二七	和銅元年（七〇八）三月十三日	上毛野朝臣小足陸奥国司となる。（続日本紀）	
二八	和銅六年（七一三）	我姫国分かれて八国となる。（常陸國風土記 総記）	
二九	和銅六年（七一三）	大臣族黒坂命山之佐伯野之佐伯を征伐。（常陸國風土記）	
三〇	和銅六年（七一三）	建借間命荒賊を征伐。（常陸國風土記 行方郡）	
三一	和銅六年（七一三）	倭武天皇鳥日子を略殺。（常陸國風土記 当麻郡）	
三二	和銅六年（七一三）	孝德天皇の時多珂・石城国に分割。（常陸國風土記 多珂郡）	
三三	景行天皇の世	矢着と命名し後八楓と改める。（陸奥國風土記逸文 八楓郷）	
三四	垂仁天皇の世	飢え山後飯豊と改める。（陸奥國風土記逸文 飯豊山）	
三五	和銅六年（七一三）五月二日	郡郷名は好き字を着けよ。（続日本紀）	
三六	和銅六年（七一三）十二月二日	丹取郡を建置。（続日本紀）	
三七	靈龜元年（七一五）五月三十日	板東六国の富民一〇〇〇戸を陸奥国へ移す。（続日本紀）	
30	30	29	29
29	29	28	27
28	27	27	26
27	26	26	25
26	25	25	25
25	25	23	23
24	23	22	22

三八	養老二年（七一八）五月二日 石城・石背国を建置。（続日本紀）	31
三九	養老三年（七一九）七月二十一日 石城国に駅家一〇か處を新設。（続日本紀）	31
四〇	養老四年（七二〇）九月二十八日 蝦夷反乱し按察使を殺す。（続日本紀）	32
四一	養老四年（七二〇）十一月二十六日 陸奥・石城・石背国の調庸租を免除。（類聚国史）	32
四二	養老六年（七二二）閏四月二十五日 百万町歩開墾計画・献穀叙位令。（続日本紀）	32
四三	神亀元年（七二四）三月二十五日 海道蝦夷反乱し陸奥大掾を殺す。（続日本紀）	33
四四	神亀元年（七二四）四月三日 佐伯宿祢鬼屋麻呂に贈位贈物。（続日本紀）	34
四五	神亀元年（七二四）四月十四日 板東九国軍三万人を騎射教習。（続日本紀）	34
四六	神亀五年（七二八）四月十一日 白河軍団新設丹取軍団改称。（続日本紀）	35
四七	靈亀元年（天平十二年）（七一五）（七四〇） 陽日郷郷里銘木簡。（多賀城出土木簡）	35
四八	天平十五年（七四三）三月□日 哲万呂最勝王経精誦。（江平遺跡出土木簡）	36
四九	天平十八年（七四六）十二月十五日 陸奥国軍団六院。（続日本紀）	36
五〇	天平勝宝元年（七四九）四月二十二日 小田郡より黄金九〇〇両献上。（続日本紀）	36
五一	天平勝宝四年（七五二）二月十八日 調庸は多賀以北は黄金以南は布。（続日本記）	37
五二	天平宝字六年（七六一）十二月一日 藤原朝猶多賀城修造。（多賀城碑文）	37
五三	天平神護二年（七六六）十一月七日 磐城・宮城二郡焼穀を貧民に賑給。（続日本記）	37
五四	神護景雲二年（七六八）九月二十二日 陸奥国調庸は十年に一度京進。（続日本記）	38
五五	神護景雲三年（七六九）三月十三日 道嶋嶋足陸奥国豪族の一括賜姓を請う。（続日本記）	38
五六	神護景雲三年（七六九）十一月二十五日 元紀伊国名草郡人俘囚の名を除くことを請う。（続日本記）	39
五七	宝亀元年（七七〇）四月一日 元王民の俘囚調庸民となることを願う。（続日本記）	39
五八	宝亀三年（七七二）七月十七日 安積郡人丈部継守らに賜姓。（続日本紀）	40
五九	宝亀三年（七七二）十月十一日 下野国の百姓陸奥国へ逃入。（続日本紀）	41

六〇	宝亀四年（七七三）八月二十七日 官物を焼いた郡司は解任する。（続日本紀）	42
六一	宝亀五年（七七四）七月二十日 行方郡正倉火災で穀穎二万五千四百余斛を焼く。（続日本紀）	42
六二	宝亀五年（七七四）七月二十五日 海道蝦夷桃生城を侵す。（続日本紀）	42
六三	奈良時代中期 北限の万葉歌一三首。（万葉集）	43
六四	宝亀十一年（七八〇）三月二十二日 上治郡大領伊治公皆麻呂の乱。（続日本紀）	43
六五	宝亀十一年（七八〇）九月二十日 行方団軍毅上毛野朝臣。（多賀城跡出土漆紙文書）	45
六六	宝亀十一年（七八〇）十二月二十七日 桃生・白河郡神一十一社を弊社とする。（続日本紀）	45
六七	奈良時代末頃 白河団射手四四人進上。（多賀城跡出土木簡）	46
六八	九世紀 磐城団兵士進上。（市川橋遺跡出土木簡）	46
六九	九世紀 安積国会津郡兵士帰還。（多賀城跡出土木簡）	47
七〇	九世紀 郡司職分田の田植を命じた郡符。（荒田目条里遺跡出土木簡）	47
七一	九世紀末 郡司・税長が官物を填納する。（門田条里遺跡出土木簡）	48
七二	天応二年（七八二）征夷の神驗により鹿嶋神に封戸を奉授。（続日本紀）	48
七三	延暦七年（七八八）三月三日 歩騎五万二千八百余人多賀城集結。（続日本紀）	49
七四	延暦八年（七八九）六月三日 官軍北上川を渡河し巣伏村で大敗。（続日本紀）	49
七五	延暦九年（七九〇）五月五日 遠田公押人遠田臣を賜わる。（続日本紀）	50
七六	延暦十年（七九一）九月五日 安積臣継守軍糧を献納。（続日本紀）	51

平安時代

七七	延暦十三年（七九四）十月二十八日 副将軍田村麻呂らの戦果。（続日本紀）	51
七八	延暦十四年（七九五）七月十五日 郡家正倉郷ごとに一院を置く。（日本紀略）	52
七九	延暦十四年（七九五）十二月二十六日 逃亡軍士三四〇人を柵戸とする。（日本紀略）	53

八〇	延暦十五年（七九六）十月二十七日 坂上田村麻呂を鎮守府將軍となす。（日本後紀）
八一	延暦十五年（七九六）十一月二日 伊治城玉造塞間に駅家を置く。（日本後紀）
八二	延暦十六年（七九七）正月十三日 白川・行方・安積・磐城郡人らに賜姓。（日本後紀）
八三	延暦十六年（七九七）十一月五日 坂上田村麻呂征夷大將軍となる。（日本後紀）
八四	延暦十八年（七九九）十二月十日 位階があつて官職のない者三〇一三人。（弘仁格抄）
八五	延暦十八年（七九九）十二月十日 白河・菊多剣守六〇人。（河海抄）
八六	延暦二十一年（八〇二）正月九日 坂上田村麻呂胆沢城を造営。（日本紀略）
八七	延暦二十一年（八〇二）四月十五日 阿弓利為・母礼五百余人を率いて降伏。（類聚国史）
八八	延暦二十一年（八〇二）八月十三日 阿弓利為・母礼を河内国杜山で斬る。（日本紀略）
八九	延暦二十一年（八〇二）十二月 諸国の兵士停止するも長門国の五〇〇人を復活する。（類聚三代格）
九〇	延暦二十四年（八〇五）十一月十三日 陸奥国海道諸郡伝馬を停止。（日本後紀）
九一	延暦二十四年（八〇五）十二月七日 藤原緒嗣の提言で軍事と造作を停止。（日本後紀）
九二	大同元年（八〇六） 鹿島神・白河神并に封戸を充てる。（新抄格勅符抄）
九三	大同四年（八〇九）五月十一日 城柵の四団軍毅に職田を給う。（類聚三代格）
九四	大同五年（八一〇）五月十一日 健児一人に中男二人の馬子を支給。（類聚三代格）
九五	大同五年（八一〇）五月十一日 信夫以南は春米運搬に功を与える。（類聚三代格）
九六	弘仁二年（八一二）四月二十二日 海道一〇駅を廃止し常陸道に長有・高野駅新設。（日本後紀）
九七	弘仁三年（八一二）五月十九日 坂上田村麻呂の征軍十万。（日本後紀）
九八	弘仁三年（八一二）五月二十三日 坂上田村麻呂薨伝。（日本後紀）
九九	弘仁二年（八一二）閏十二月十一日 文室綿麻呂、兵士二〇〇〇人の他は解却を奏言。（日本後紀）
一〇〇	弘仁六年（八一五）三月二十日 陸奥・出羽両国の良馬を他国へ出すことを禁止する。（類聚三代格）
一〇一	弘仁六年（八一五）八月二十三日 陸奥国の軍制を改正する。（類聚三代格）

一〇二	天長七年（八三〇）十月十九日	信夫郡の菩提寺が定額寺となる。（類聚国史）	65
一〇三	承和二年（八三五）十二月三日	陸奥国境を越える俘囚や商人を、白河・菊多両割で取り締まるようにする。（類聚三代格）	66
一〇四	承和七年（八四〇）三月十二日	磐城郡大領の磐城臣雄公等に、外従五位下を仮授する。（続日本後紀）	66
一〇五	承和十年（八四三）四月十九日	軍団の兵制を改正し、兵士八〇〇〇人の八番交替とする。（続日本後紀）	67
一〇六	承和十一年（八四四）正月八日	磐城郡大領の磐城臣雄公等に阿倍磐城臣を賜姓する。（続日本後紀）	67
一〇七	承和十二年（八四五）正月二十五日	陸奥・出羽両国から天皇への進上物の運搬は、初位以下の子弟が行うようになる。（類聚三代格）	68
一〇八	承和十五年（八四八）五月十三日	伊具郡麻続郷戸主・磐城団擬主帳の陸奥臣善福等に阿倍陸奥臣を賜姓する。（続日本後紀）	69
一〇九	齊衡元年（八五四）九月二十九日	陸奥国の課役を一年間免除する。（日本文德天皇実録）	69
一一〇	貞觀元年（八五九）	慈覺大師円仁が靈山寺を中興すると伝わる。（靈山寺縁起）	69
一一一	貞觀三年（八六二）三月二十五日	陸奥国の良馬を他国へ出すことを禁止する。（類聚三代格）	70
一一二	貞觀八年（八六六）正月二十日	陸奥国内の鹿島苗裔神への奉幣を、鹿島神宮司に許可する。（類聚三代格）	70
一一三	貞觀十一年（八六九）五月二十六日	陸奥国で大地震が発生する。（日本三代実録）	71
一一四	元慶四年（八八〇）九月五日	陸奥国への私的な往来を禁じる。（類聚三代格）	72
一一五	元慶五年（八八二）十一月九日	安積郡弘隆寺を天台別院とする。（類聚国史）	72
一一六	元慶元年（八七七）八八二	陸奥国七軍団の軍毅・主帳への糧米支給を定める。（類聚三代格）	73
一一七	延喜五年（九〇五）	平良文が宇多郡初野村に羽黒権現を勧請すると伝わる。（奥相志 宇多郷初野村）	73
一一八	延喜六年（九〇六）正月二十日	安積郡を割いて安達郡を置く。（延喜式 民部上頭注）	73
一一九	承平年間（九三一～九三八）	承平年間に成立の和名類聚抄に、宇多郡を構成する郷名がみられる。（和名類聚抄 里部）	74

- 一一〇 天慶三年（九四〇）十二月十七日 平将門の弟将種が、陸奥国で謀反を企てているとの知らせが都に届く。（師守記）
- 一一一 康保四年（九六七） 康保四年に施行された延喜式に、宇多郡の子負嶺神社がみられる。（延喜式 神祇 臨時祭・神名下）
- 一一二 天延四年（九七六）正月二日 陸奥国某郡の正倉二一棟が焼失する。（日本紀略）
- 一一三 永觀二年（九八四） 靈山寺が「古靈山」から「今之靈山」に移ると伝わる。（靈山寺縁起）
- 一二四 長元七年（一〇三四）十二月十五日 陸奥国の貢納品である絹が、粗悪品ならば返却し、他国の絹であっても良品ならば収納することとする。（左經記）
- 一二五 永承二年（一〇四七）二月二十一日 興福寺僧房の再建費用を負担した藤原氏の中に、陸奥国在住の経清の名がみられる。（造興福寺記）
- 一二六 承暦四年（一〇八〇）十月十九日 陸奥国司から提起された会津・耶麻二郡を一国とする問題などについて協議する。（水佐記）
- 一二七 一二世紀頃 海道小太郎成衡の五子が、海道五郡を分有したと伝わる。（東奥標葉記）
- 一二八 保延四年（一一三八）十月二十六日 岩瀬郡が岩瀬荘となる。（上遠野文書 陸奥国府宣案）
- 一二九 仁平元年（一一五二） 安達郡が安達保となる。（壬生家文書 官中便補地由緒注文案）